

## △ 免税事業者からの仕入れに係る経過措置

**Q:** 令和8年の10月1日から消費税の経過措置が一部終了し、仕入税額控除の取扱いが変わるそうですが、短期前払費用に係る免税事業者からの仕入れに係る経過措置はどのようにになりますか？

**A:** 次のような取扱いになります。

### 【解説】

国税庁は、インボイス制度導入後における免税事業者（インボイス未登録者）からの仕入れについて、短期前払費用に関する経過措置の取扱いを明確にしました。

短期前払費用とは、1年以内に提供を受けるサービスなどの対価を前もって支払った場合に、支払った時点で経費（損金）として処理できる制度です。たとえば、年間の保守契約料や家賃などがこれに該当します。

インボイス制度では、免税事業者からの仕入れに対しては原則として仕入税額控除ができません。しかし、令和5年10月から令和11年9月までの経過措置により、当面は控除額の一定割合を認める仕組みになっています。

今回の通達では、免税事業者から前払いで契約した場合でも、実際のサービス提供期間が令和8年10月1日をまたぐときは、提供期間に応じて旧・新制度を按分して処理する必要があるとしています。

つまり、支払日ではなく「サービスの提供期間」で判定される点がポイントです。経過措置の適用割合が変わる令和8年10月をまたぐ契約では、前払金の処理を誤ると仕入税額控除額にズレが生じるため、契約期間の確認と経理処理の慎重な対応が求められます。

